

お知り合いや友人、団体、組織内での転送、回覧を、よろしく申し上げます

● ● 恒例の自治体キャラバン始まりました！

1月17日から2月4日まで 都内は23全区、三多摩は23市と4町1村へ。お近くでの取り組みにご参加を！（お問い合わせは・地評へ）

以下のように この4月に、大きく法律が変わります

● 同一労働同一賃金の実現に向けて

同一労働同一賃金ガイドライン (厚生労働省)

本ガイドラインでは、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのか、原則となる考え方と具体例を示したものです。 ● 同一労働同一賃金ガイドラインについて、詳しくはこちらをご覧ください。

● 同一労働同一賃金とは 同一労働同一賃金の導入は、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消を目指すものです。同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消の取組を通じて、どのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにします。

● パートタイム・有期雇用労働法 : 大企業 2020年4月1日、中小企業 2021年4月1日より施行 ● 労働者派遣法 : 2020年4月1日より施行

中小企業の範囲については、こちらをご参照ください。

派遣労働者の同一労働同一賃金については、こちらをご覧ください。

● 賃金等請求権の消滅時効の在り方についての報告書

取りまとめ／労政審労働条件分科会 (未払い賃金の遡及請求に

影響) 厚生労働省は12月27日、「第158回労働政策審議会労働条件

分科会」を開催し、「賃金等請求権の消滅時効の在り方についての

報告書」を取りまとめた。賃金請求権の消滅時効期間は、「民法一

部改正法による使用人の給料を含めた短期消滅時効廃止後の契約

上の債権の消滅時効期間とのバランスも踏まえ、5年」とする一

方、「当分の間」は 労基法の記録の保存期間に合わせて「3年間

の消滅時効期間」とした。退職手当は現行の5年を維持。これ以

外の消滅時効期間については、「現行の消滅時効期間（2年）を維

持」した。施行は2020年4月1日、「施行から5年経過後の施行状

況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結

果に基づいて必要な措置を講じる」としている。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08740.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08740.html)

(報告書(案)) <https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000581990.pdf>

.....  
CU(コミュニティユニオン)東京 〒170-0005 東京都豊島区 南大塚2-33-10

東京労働会館1階 TEL 03-3946-9277 FAX 03-5395-3242

組合費 月2000円、内1000円は労働共済費。協力組合員1000円。駆け込み  
寺機能と、まともな労使関係をめざし、当面、首都で個人加盟3千名を目標に拡大中。中  
小企業家との共同・連携、市民と野党の共同も追及。詳細は、CU東京のHPをどうぞ)

お問い合わせ・情報のご提供をどうぞ [maezawa-dan@cutokyo.jp](mailto:maezawa-dan@cutokyo.jp)